

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 22 日現在

機関番号：23803  
 研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2010～2012  
 課題番号：22601007  
 研究課題名（和文） 博物館の先住民族への遺骨・遺品返還と先住民族のアイデンティティ形成の関係について  
 研究課題名（英文） On the Native American Graves Protection and Repatriation Act and Its Impact on Identity Formation of Indigenous Peoples  
 研究代表者  
 藤巻 光浩 (FUJIMAKI MITSUHIRO)  
 静岡県立大学・国際関係学部・准教授  
 研究者番号：50337523

### 研究成果の概要（和文）：

NAGPRA はその条項「文化的所属（Cultural Affiliation）」の中で、所有を前提とする近代主権を有する民族であることを要求している。そのため、排他的に近代民族概念を適応せざるを得ないことがあり、歴史的に複合的な要素が積み重なったアイテムに対して問題があった。このような近代民族概念を要求する概念の修正が求められていることが分かった。また、先住民族のアイテムに関しての言語媒体をめぐる主権を、アート・マーケットの中に可能にする契機がある。「アート」は市場を相手にするため、解釈の偶有性、臨界点に委ねるためである。日本との比較においては、博物館における先住民族のアイテムの解釈を、信仰の自由という観点から議論されることが少ないことに問題があることも分かった。

### 研究成果の概要（英文）：

NAGPRA entails that agent under NAGPRA be a “modern” construct of ethnicity in the Article on “Cultural Affiliation.” The ethnicity, as defined by that Article, tends to be exclusive, as seen in the famous controversy in the American Southwest, and thus, it appears that the concept was not able to resolve the controversy. To that extent, it needs some modification. In addition, this study focuses on non-religious items in art market, in which Indigenous People can determine interpretation on their items. Art market can be regarded as a fruitful opportunity for them, allowing them to expose their work of art to contingency. An application of NAGPRA to Japanese context has to be careful, as Freedom of Religion has not been seriously discussed by stakeholders and museums.

### 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	800,000	240,000	1,040,000
2011 年度	700,000	210,000	910,000
2012 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：博物館学

科研費の分科・細目：博物館学・博物館学

キーワード：文化研究、批評理論、NAGPRA、遺骨・遺品返還

## 1 研究開始当初の背景

先住民族に関係する博物館では、先住民族たちが自分たちの声を反映させ、自らのアイデンティティの創出・発信の手段が存在してこなかった。先住民族の物質文化展示は、先住権や自治権などの先住民族の権利を求める言説を反映することはなく、アイデンティティ創出・発信につながることはない。良くても、「絶滅寸前」として先住民族文化は博物館による「保護」の対象となりこそすれ、自らの民族文化への権利行使としての遺品・遺骨返還 (repatriation) などの権利回復にはつながらない。

その一方で、1989年と1990年は、米国においては、先住民族に関係する博物館において大きな変化の契機となった。89年の法は国立アメリカン・インディアン博物館 (NMAI) を作り出し、1990年は「ネイティブ・アメリカンの墓地の保護と遺品・遺骨返還のための法 (NAGPRA)」が施行された。

## 2. 研究の目的

本研究では、NAGPRA 以後の北米の博物館における「返還」がどのようにインディアンアイデンティティの形成・発信に寄与し、持続可能な実践となってきたのかをその課題とともに研究し、それをアイヌ民族と関係する博物館の場合と比較研究する。その結果、博物館を通じた持続可能な先住民族のアイデンティティ形成へ向け、博物館と先住民族との新しい関係作りのための基盤作りを図る。

## 3. 研究の方法

(1)米国における、NAGPRA 以後の「返還」が、どのようにインディアンの民族意識の覚醒に影響を与えているのかを分析する

ために、アイテムの返還先であるトライブ (部族) の博物館に注目し、返還への取り組みが及ぼす影響について、学芸員・利用者へのインタビューを通じて調査する。

(2)また、返還の問題点を調査するために、返還元である博物館にも注目する。この博物館は、従来の博物館の機能を変化させなくてはならない立場にあるため、その取り組みと問題を学芸員へのインタビュー調査を通じて調査する。

(3)アイヌと関係する博物館の「返還」に関する現状を、学芸員との面談を通して調査し、米国の場合との比較・検討を行い、問題点を洗い出す。

## 4. 研究成果

(1)NAGPRA を通じた個々の実務レベルでの返還が、先住民族の意識であるとかアイデンティティの形成に直接関与するものではない。実務レベルの返還は、一般の人々が詳細に経緯を必ずしも知っているわけではないためである。個々のアイテムの返還ではなく、NAGPRA が出来たというシンボリックな効果の方が大きいのである。したがって、NAGPRA のような法制ができるための政治的条件、文化的条件、倫理的条件、宗教的条件などが非常に重要である (Fujimaki 2011b)。したがって、NAGPRA が可能にした返還の個々の事案のエフェクトを調査するよりも、NAGPRA に類する法制が可能になる条件の方に研究のベクトルをシフトさせた。

(2)その過程で、NAGPRA が前提としている所有概念が、近代民族主権概念を内包していることが明らかになった。これは、NAGPRA 以後

勃発したインディアン・トライブ間での、返還対象をめぐる意見の対立に着目することで顕在化した。インディアン・トライブは、トライブとして返還の要求をするためには、連邦政府公認のトライブであることだけでなく、そもそも NAGPRA がその条項の中で、所有を前提とする近代主権を有する民族であることを要求している。したがって、所有を前提とする場合、排他的に民族概念を適応せざるを得ず、歴史的に複合的な要素が積み重なったアイテムに対して、インディアンの間で返還をめぐる衝突が起こった。この意味において、民族概念を要求する NAGPRA の「文化的所属 (Cultural Affiliation)」概念の修正が求められている (Fujimaki 2011a, 2011c, 2013)。

(3) 日本における事例研究としては、旭川市立博物館の新しい展示 (2007 年 11 月) に対して起こった論争に着目した。これは、宗教的精神性を説明する展示物に対して起こった解釈をめぐる争い、そこで論じられたのは誰の視点が展示に反映されるべきものとして正統なのかであった。一つの事例から性急な一般化をすることは避けなくてはならないが、この論争においては、植民地主義を可能にした近代学術という視点からアイテムの解釈が付与され先住民族のそれと競合してしまう可能性が露呈した。この展示は、アイヌの信仰に関わるため、解釈・発話のための主権は「信仰の自由」という原則の元に、当事者に委ねられるという米国のような法制化は、日本においては未だ途上の段階にあることが分かる。博物館所蔵の先住民族のアイテムを、信仰の自由という観点から議論することの地平を、本研究は開きつつあり、これが今後、本研究が持つべき方向性であることが分かった (Fujimaki 2011b)。

(4) 本研究は、信仰の対象としてのアイテムという視点以外の消費社会にも着目した。なぜなら、博物館は旅行という消費の一部にすでに組み込まれているためである。先住民族自身が主体となり「制作」するだけでなく、「販売」をも主体として遂行する場として、ニューメキシコ州サンタフェにおける「インディアン・マーケット」に注目することで、市場という構造において、いかに先住民族が自らの声を反映させ、経済的自立への道筋を獲得してきたのかに着目した。ここでは、自らが販売主体となるため宗教的アイテムを扱うことはなく、ここでは「アート」として自分たちの解釈を反映させることができる。このイベントには、コンテストが設けられ上位入賞者には市場価値も付与され、博物館に展示される可能性が高い。ここで「アーティスト」として美術史という枠組みの中に位置付けられるため、埋葬品や副葬品の所蔵・展示とは異なる次元にあるとも言える。だが、このイベントには、先住民族によるアイテムに対する言語媒体の主権を、自分たちの方に手繰り寄せてきた歴史的経緯があるために、この取り組みの構造であるとか視点は日本においても、興味深い論点を提示し得る。なぜなら、植民地主義的視点を持つ学術体系ではなく、「アート」に反応する市場を相手にするため、解釈の偶有性、臨界点に委ねることが可能になるためである (藤巻 2013)。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

Fujimaki, Mitsuhiro. (2011a). "NAGPRA and Identity Formation for Indians: On 'Cultural Affiliation' for Possessive

Individualism,” Conference Proceedings for The Museum2011 (CD-Rom Version), The National History Museum of Taiwan & Department of Museum Studies, University of Leicester, November 16th., 2011.

藤巻光浩 (2013) 「サンタフェ・インディアン・マーケットにおけるインディアンの文化主権回復の軌跡と展望」『ことばと文化』(静岡県立大学英米文化研究所発行紀要) 第16号 (2013年3月)、1-14.

Fujimaki, Mitsuhiro (2013). “On the Native American Graves Protection and Repatriation Act and Its Impact on Identity Formation: Problematizing ‘Cultural Affiliation’,” Journal of International Relations and Comparative Culture, 11(2013): 59-69.

[学会発表] (計2件)

Fujimaki, Mitsuhiro (2011b). ”Ainu Identity and Museum: Searching for Symbolic Repatriation at Asahikawa City Museum,” Workshop on New Ethnicity and Belonging, Sponsored by Center for Global Studies, University of Shizuoka, and Japanese American National Library Hospitality Room, Union Bank, San Francisco Japantown, March 6<sup>th</sup>., 2011.

Fujimaki, Mitsuhiro (2011c). “NAGPRA and Identity Formation for Indians: On “Cultural Affiliation” for Possessive Individualism,” The Museum2011, The National History Museum of Taiwan, November 16th, 2011.

[図書] (計0件)

[産業財産権]  
○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

藤巻 光浩 (FUJIMAKI MITSUHIRO)  
静岡県立大学・国際関係学部・准教授  
研究者番号：50337523